

令和8年度京都市立洛友中学校二部学級募集要項

令和8年度における京都市立洛友中学校（以下「洛友中学校」という。）に設置する二部学級（以下「夜間部」という。）の入学者の募集及び決定については、この要項の定めるところにより行うものとする。

1 募集定員

20名程度

2 志願者の資格

夜間部入学を希望する者（以下「志願者」という。）の資格は、学齢を超過した者のうち次の(1)又は(2)のいずれかであって、(3)に該当するものとする。

- (1) 義務教育未修了者
- (2) 義務教育を修了したものの、実質的に十分な教育を受けていないと認められる者
- (3) 京都市内に住所地を有する若しくは勤務している者

3 出願の要領

(1) 入学願書等の配付

ア 配付期間

令和7年12月1日（月）から令和8年7月7日（火）までとする。ただし、4月入学の時点で定員を超えた場合は4月以降の募集を行わない。

（土、日曜日、祝日及び令和7年12月27日から令和8年1月4日を除く。）

イ 配付場所

(1) 洛友中学校

平日の午後1時から午後8時まで

（令和7年12月25、26日、令和8年1月5日、6日、及び令和8年3月23日から令和8年4月7日は午前9時から午後5時まで）

(2) 京都市教育委員会指導部生徒指導課ホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000260020.html>

(2) 入学願書等の提出

ア 提出を要する書類（以下「入学願書等」という。）は次に掲げるものとする。

なお、提出できない正当な事由がある場合はこの限りでない。

(1) 3(1)で配付する入学願書

(2) 2(3)の住所地を証する書面若しくは京都市内に勤務していることを証する書面

(3) 2(2)に該当する者は最終学歴を証する書面

(4) その他必要と認める書類

イ 入学願書等の受付

令和8年1月13日（火）から令和8年7月22日（水）まで（土、日曜日及び祝日を除く。）

ウ 受付場所

洛友中学校

平日の午後1時から午後8時まで（令和8年3月23日から令和8年4月7日は午前9時から午後5時まで）

(3) 提出時の注意事項

入学願書等の提出は、持参とする。

4 入学説明会

入学に係る説明を行うため、志願者には以下のいずれかの入学説明会への参加を求める。

なお、4月から7月の実施日時については、実施月の1か月前までに京都市教育委員会指導部生徒指導課ホームページに日程を掲載する。

実施月	入学説明会の実施日時
1月	令和8年1月8日（木）午後5時～午後5時30分
2月	令和8年2月3日（火）午後5時～午後5時30分

5 授業体験

授業内容や学校の様子を知るため、志願者には次の(1)から(3)の通り、2日間の授業体験を受けることを求める。

(1) 期間

令和8年1月9日（金）から令和8年7月17日（金）までのうち2日間（※）

※日程は事前に洛友中学校と相談のうえ決定する。

(2) 時間帯

午後5時から午後8時25分（集合時間：午後4時50分）

(3) 内容

在籍生と共に洛友中学校の1日（2日間）を体験する。

また、その際に志願者の学力検査を実施する。当該学力検査については、入学後の学級編成の参考とするものであり、入学の可否に影響のないものとする。

6 個人面接

入学相談を行うため、志願者が提出した願書の記載内容を確認し、入学要件を満たしている者のみ個人面接への参加を求める。各志願者の面接日時は願書提出後、相談のうえ決定する。

7 入学決定

(1) 選考方法

提出書類、個人面談結果に基づき、京都市教育委員会が決定する。

(2) 決定通知

入学願書等の提出時期により入学日を定め、入学日の1週間前までに本人宛に文書により通知する。

入学日	入学願書等の提出時期
4月 9日（木）	令和8年1月13日（火）から2月13日（金）までの間に提出
6月 1日（月）	令和8年4月13日（月）から5月1日（金）までの間に提出
8月 26日（水）	令和8年6月15日（月）から7月22日（水）までの間に提出

8 手続の例外

1から9の入学にかかる規定のほか、洛友中学校への転入学について、京都市教育委員会が特段の事情があると認める場合はこの限りでない。

9 留意事項

- (1) 次の各号いずれかに該当するときは、夜間部への入学を認めず、また入学した後にあっても入学を取り消すことがある。
 - ア 入学願書等の書類記載、その他本要項に定める手続等において、虚偽若しくは不正等があったと判断されるとき
 - イ 実施する授業の一部又は全部を故意に欠席をする若しくはその意思を示すなど、義務教育を全うする意思を示さないとき
 - ウ 他の教育機関への就学が適当と認められるとき
 - エ その他、洛友中学校及び同校生徒の教育活動の妨げとなるおそれがあるとき
- (2) 志願者が多数となり募集定員を超えるおそれがあるときは、入学者の調整を行う。その場合は、次のア・イの順により調整を行うものとする。
 - ア 2に掲げる資格のうち、(3)京都市内に勤務している者よりも住所地を有する者を優先させる。
 - イ 2に掲げる資格のうち、(2)よりも(1)に該当する者を優先させる。